

慶弔金支給細則

(目的)

第1条 この細則は、会員に慶弔のあったときに適用する。

(慶弔の種類)

第2条 会員・同居家族の出産（出産祝金）

2 会員・同居家族の死亡（弔慰金）

3 会員の災害による被害（災害見舞金）

(慶弔金額)

第3条 出産祝金 5,000円

2 弔慰金 5,000円

3 災害見舞金 5,000円

(慶弔の連絡)

第4条 理事は、当該ブロックに対象となる事案が生じた場合は、その区分を明確にし、庶務担当に連絡する。

2 庶務担当者は会長、又は副会長に連絡し、その報告内容に合わせて直ちに処理を行う。

(慶弔金の支給)

第5条 原則として理事は庶務担当者経由で会長の承認を得て会計より慶弔金を受け取り支給する。

(細則の改廃)

第6条 この細則の改定は、役員会の討議事項とし、役員数の2分の1以上をもって決する。

附 則 この細則は平成10年2月14日から施行する。

2 平成11年4月11日改定。

3 平成28年4月3日改定。

4 令和6年3月10日改定。